

役務契約書(案)

分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署長 寺村 智(以下、「発注者」という。)と ○○○(以下、「請負者」という。)とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年月 日に交付した役務契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	素材の小運搬巻立て作業(雷山林道外)単価契約
案件内容・仕様	契約条項のとおり
契約金額(税込み)	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期限	令和8年11月20日
契約期間	契約日翌日 ~ 令和8年11月20日
納入場所・履行場所	青荷沢国有林雷山林道外
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 青森県青森市篠田三丁目22番16号
分任支出負担行為担当官
津軽森林管理署長 寺村 智

受注者

契約条項

第1条 本契約に関する事業は、各仕様書及び、図面等によることとする。

第2条 本契約の数量等の内訳は別紙「契約単価表」のとおりとする。

契約単価表

素材の小運搬巻立て作業(雷山林道外)

経路	機種等	規格	運搬距離(片道)	小運搬巻立て数量	契約単価 (円)	予定金額 (円)	備考
仮土場①～ 巻立て土場	グラップル 付きトラック	10 トン	4.9 km	1,206.416 m3			税抜(端数切捨て円止め)
仮土場②～ 巻立て土場	グラップル 付きトラック	10 トン	7.8 km	2,347.395 m3			税抜(端数切捨て円止め)
仮土場③～ 巻立て土場	グラップル 付きトラック	10 トン	8.9 km	1,016.967 m3			税抜(端数切捨て円止め)
小計				4,570.778 m3			
消費税額							10%
合 計							

素材の小運搬巻立て作業仕様書

I 適用範囲

- 1 本仕様書は、素材の小運搬巻立て作業（以下「小運搬巻き立て作業」という）に適用するものとする。
- 2 本仕様書に定めのない軽微な事項について、発注者又は発注者の監督員は、受注者に指示することができるものとする。

II 作 業

- 1 小運搬巻立て予定の機種等及び予定時間数並びに作業場所は、契約単価表及び作業図面による。
- 2 受注者は、この契約履行に必要な現場代理人を選任のうえ、運転着手前に発注者に通知するものとする。ただし、現場代理人と運転者はこれを兼ねることができる。
- 3 現場代理人及び運転者は、運転現場において発注者の指示監督にしたがい、運転に必要な一切の事項を処理しなければならない。
- 4 受注者は、発注者の指示監督により、機械を運転（以下単に「運転」という。）するときは、受注者又は受注者の運転者により運転するものとし、この運転に必要な燃料・人件費・修繕費・保険料・その他一切の経費は、受注者の負担とする。
- 5 発注者は、計画書等に基づき、受注者に運転実施を指示する。

（巻立て）

- 1 巻立の場所は、監督職員の指示により決定するものとする。
- 2 巻立に当たっては、材の木口をそろえ整然と行うものとし、傾斜地等の巻立では落木等のないように適切な防止処置を講じなければならない。
- 3 大径材は、なるべくはいの下部に積み込むものとする。
- 4 小運搬した材は、他の材と混同しないよう極積するものとする。
- 5 素材の取扱いを慎重にし、損傷しないようにしなければならない。

（トラック運材）

- 1 運搬途中の荷崩、転落を防止するため、完全に荷締を行い、運搬途中乗務員は随時下車し、点検するものとする。
- 2 トラックの運行経路は、監督職員の指定した路線を運行するものとする。
ただし、監督職員の指示又は承認を受けた場合はこの限りでない。
- 3 積荷から検査を終了するまでの間において、輸送物件に生じた損害の賠償は、請負者の負担とする。

III 小運搬巻立て作業の安全管理等

1 小運搬巻立て作業の安全管理及び小運搬巻立て作業に伴う技術指導は、受注者の責任において行うものとする。

2 受注者は、構内道路、駐車場、環境緑化木等の状態を常に確認し、小運搬巻立て作業開始前に危険な箇所の点検を行い、事故防止に努めなければならない。

3 受注者は、必要な技術を有する運転員を配置のうえ、作業に従事させなければならない。

4 受注者は、発注者の指示監督にしたがうほか、労働安全諸法令等を遵守して運転を実施するとともに、公衆に迷惑を及ぼす等の行為をしてはならない。

IV 報告書の提出

受注者は、作業実施後速やかに小運搬作業確認書及び実行記録写真、その他必要な資料を発注者の監督職員に提出し確認を受けなければならない。

V 代金の請求

受注者は、期間中であっても、検査済既部分に対し、月1回を限度として代金の支払いを請求することができるものとする。

VI 契約の変更

発注者は、事業内容を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して契約の変更を行うことができるものとする。

VII 事故報告

受注者が機械の駐車中又は運転中に、第三者に損害を与えた事故が発生したときは、事故の内容及び処置について、遅延なく発注者に報告しなければならない。

実行記録写真の撮影要領

撮影区分	トラック運材
撮影箇所	トラック
説明	使用している機材の状況、積込の状況、荷締め機の状況等を撮影
撮影区分	巻立
撮影箇所	巻立土場
説明	小運搬前の桟及び小運搬後の桟を撮影

素材の小運搬巻立て作業（雷山林道外）位置図

